

【白山市地方就職支援金の支給要件確認表】 令和6年度(2024年度)

支給対象：①及び②の全ての要件を満たす方

① 移住等に関する要件 [次の(ア)～(ウ)の全てに該当すること。]

確認欄	内 容
	(ア) 移住元に関する要件 [(a)、(b)の全てに該当すること] (a) 大学の卒業年度において、 東京都内に本部がある大学の東京圏(※1)内(条件不利地域(※2)を除く。) のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。 (b) 大学の卒業年度において、 東京圏内(条件不利地域を除く。) に継続して在住していること。
	(イ) 移住先に関する要件 [(a)、(b)の全てに該当すること] (a) 石川県内に所在する企業に就職することが内定していること。 (b) 大学卒業後に上記内定企業に就職し、石川県白山市に移住する意思を有していること。
	(ウ) その他の要件 [(a)～(c)の全てに該当すること] (a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (b) 日本国籍を有する、又は外国籍であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (c) その他石川県知事もしくは白山市長が地方就職支援金の対象として不相当と認めたとでないこと。

※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

② 就業に関する要件 [次の(ア)、(イ)の全てに該当すること。]

確認欄	内 容
	(ア) 就業先に関する要件 [(a)～(e)の全てに該当すること] (a) 勤務地が石川県内に所在すること。 (b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。 (c) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (d) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。 (e) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
	(イ) 就業条件に関する要件 [(a)、(b)の全てに該当すること] (a) 週20時間以上の無期雇用契約 に基づいて就業する見込みであること。 (b) 本市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定 であること。